

中国が SIPO の構造改革へ---IP 保護向上に向けての措置

2018年3月13日、第13期全国人民代表大会の第1回全体会議の審議を経て、「国家院機構改革計画」（以下「改革計画」と称する）が採択された。このドラステックな改革計画は国家院のいくつかの部門および下位機関（国家知識産権局(SIPO)を含む）の廃止、新設もしくは再編を伴うものである。SIPO は当初から国家院の下位機関の一つであって全国的な特許行政の処理を担当し、特許出願の受理および審査を実施するとともに、法に従って特許権の付与を行っている。

前記の改革計画に従い、国家工商行政管理総局（SAIC）、国家質量監督検閲検疫総局（GAQSIQ）、国家食品薬品监督管理局（CFDA）は今後廃止されることになり、これらに代わるものとして「中国市場監督管理総局（SAMR）」が新設される予定である。この改革計画に基づく構造改革は SIPO についても実施される。SIPO の行政責任が及ぶ範囲はこれまで特許業務に限定されていたが、構造改革後は商標や地理的原産地表示も SIPO の管理下に入ることになる。さらに、SIPO は国家院の傘下から離脱して新設される SAMR の下位機関となる。

特許、商標および地理的原産地表示に関する行政責任の統合は、SIPO の構造改革の目玉の一つと言えよう。SIPO の従来の管轄は特許業務のみに絞られていた。商標に関する行政責任はこれまで SAIC に帰属していたが、SAIC はこのたびの改革計画に基づいて消滅することになる。地理的原産地表示に関する責任は、従来は GAQSIQ に帰属していた。別の言い方をすれば、これまでは2種類の主要な知的財産権（特許および商標）が2つの別個の機関によって管理されていたのである。今回の改革計画に従い、これら2種類の財産権はともに構造改革後の SIPO によって管理されることになる。改革計画が導入される前は、商標行政および著作権行政が SIPO に統合されるという予想もあったことは言及に値する。が、蓋を開けてみると、今回の改造計画には著作権に関する変更はなく、著作権は従来通り国家版權局によって管理される。とはいえ、特許行政と商標行政が SIPO に一本化されたことは評価に値すると思われる。その結果、知的財産行政における SIPO の権限は合衆国特許商標庁に比肩するものになるはずである。

さらに、構造改革の後も、SIPO はその責任範囲の重要な変更を経験することになる。SIPO は今後、知的財産権の保護について責任を負い、知的財産制度の定着を推進し、商標、特許、地理的原産地表示の登録と審判を担当し、特許および商標の執行等に関わる業務について指示を与えることになる

のだ。これまで SIPO が担当していた特許執行業務と、SAIC が管理していた商標執行業務は、SAMR の下位機関である市場管理総合法執行チーム（Market Supervision Integrated Law Enforcement Team）によって処理されることになる。これまで単一の機関（SIPO）が担当していた特許行政と特許に関する行政執行を 2 つの異なる機関に分担させることも、今回の構造改革の一つの目玉である。法執行の権限は SIPO の上位機関である SAMR に与えられ、その結果として設置される法執行チームは、特許、商標、品質管理、独占禁止といった事項に関わる市場の監督を目的とした集中的な行政執行の権限を有する執行機関となる。

今のところ、中国における特許の行政執行権限はまだ相対的に弱いというのが企業の一般的な評価である。その抑止力は、工商行政当局の力には遠く及ばない。集中的な市場監督を担当する法執行チームが設置された暁には、特許の行政執行権限は格段に増強されるはずである。それと同時に、中国特許法の改正が予想されることも、積極的な推進力となっている。新たな改正法は、特許に関する行政上の処罰を強化するとともにそれら処罰の基準を明確にするものとなるだろうと思われるからである。特許侵害がらみの紛争が生じた場合、特許の行政執行を通じて侵害行為を止めさせるよりも、暫定的差止命令等の適時的な救済を求め、その暫定的救済を効果的に執行せしめる方がより容易であるし、手続も簡単だという意見に賛同する人もいるだろう。そうでなくとも特許の行政執行にはそれ自体の限界がある。すなわち、行政執行を司法による救済と併せて利用することはできないし、特許の行政執行を通じて損害賠償を得ることもできないということである。特許の行政執行を請求する際に請求人が損害賠償請求を提起することはできるし、請求人が被請求人（特許侵害が疑われる者）と交渉して賠償額に関する合意に到達することはありうるが、特許の行政執行手続の過程で賠償に関する合意が実現しなかった場合、請求人は裁判所に訴訟を提起することによって損害賠償を求めるしかないのである。